

第 82 回
国有財産四国地方審議会
＜ 議事録 ＞

日時 令和 4 年 12 月 2 日（金）

13 時 30 分～14 時 30 分

場所 高松サンポート合同庁舎

北館 低層棟 2 階 アイホール

国有財産四国地方審議会委員名簿

令和4年12月2日

氏名	役職
いけ ぞえ じゅん こ子 池 添 純 子	徳島文理大学 人間生活学部 人間生活学科 准教授
いずみ まさ ふみ 泉 雅 文	四国旅客鉄道(株) 相談役
うつほ てつ お 郎 鞆 哲 郎	(株)四国新聞社 総務局長兼総務・財務部長兼広報室長
おお つか いわ お 男 大 塚 岩 男	(株)伊予銀行 取締役会長
お 越 ち かず こ 子 越 智 和 子	社会福祉法人琴平町社会福祉協議会 会長
きの した のり よ 代 木 下 得 代	(株)ファームU T T 代表取締役 (坂出市農業委員会 委員)
く ぼ よ いち 久 保 誉 一	公認会計士 (有限責任監査法人トーマツ パートナー)
し みず たかし 清 水 卓	不動産鑑定士 ((有)瑞穂不動産鑑定 代表取締役)
たか ばやし あい こ 子 高 林 藍 子	弁護士 (中内功法律事務所)
なが い けい すけ 長 井 啓 介	四国電力(株) 取締役社長
なが の あき こ 子 永 野 彰 子	南海放送(株) 経営本部サステナブル事業局長兼健康 経営・SDGs チーム
まつ しげ ま や 耶 松 重 摩 耶	徳島大学環境防災研究センター 助教
まつ むら ひで き 松 村 英 幹	高松商運(株) 代表取締役社長

(五十音順・敬称略)

第82回 国有財産四国地方審議会（議事録）

1. 開会
2. 委員紹介
3. 財務局職員紹介
4. 財務局長挨拶
5. 会長選任
6. 会長挨拶
7. 議事（諮問事項1）
8. 議事（報告事項1）
9. 財務局長挨拶
10. 閉会

[開会 13時30分]

【1. 開会】

○福谷管財総括第一課長 ただいまから「第82回国有財産四国地方審議会」を開催させていただきます。

本日の審議会は、昨年10月の委員改選後、初めて開催される審議会でございます。現時点では、会長が選任されておりませんので、会長選任までの間、私、管財総括第一課長の福谷が、議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

[審議会成立の報告]

○福谷管財総括第一課長 最初に、審議会成立のご報告をさせていただきます。

本審議会は、13名の委員で構成されておりますが、本日は12名の委員にご出席をいただいております。

これは、委員の半数以上の出席という国有財産法施行令第6条の8の規定で

定められた会議の成立要件を満たしておりますので、本日の審議会は有効に成立しておりますことをご報告致します。

【2. 委員紹介】

○福谷管財総括第一課長 それでは、審議に入ります前に、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

お手元にお配りしております委員名簿に従いまして、順次、ご紹介させていただきます。

新たに、ご就任いただきました、徳島文理大学人間生活学部、人間生活学科、准教授の池添純子様でございます。

○池添委員 よろしく申し上げます。

○福谷管財総括第一課長 四国旅客鉄道株式会社、相談役の泉雅文様でございます。

○泉委員 泉です。よろしく申し上げます。

○福谷管財総括第一課長 株式会社四国新聞社、総務局長兼総務・財務部長兼広報室長の靱哲郎様でございます。

○靱委員 靱です。よろしくお願いたします。

○福谷管財総括第一課長 今回は、所用のため、リモートでご参加いただいております、株式会社伊予銀行、取締役会長の大塚岩男様でございます。

○大塚委員 どうぞよろしくお願いたします。

○福谷管財総括第一課長 社会福祉法人琴平町社会福祉協議会、会長の越智和子様でございます。

○越智委員 よろしくお願いたします。

○福谷管財総括第一課長 株式会社ファームU T T、代表取締役の木下得代様でございます。

○木下委員 よろしくお願いたします。

○福谷管財総括第一課長 有限会社瑞穂不動産鑑定、代表取締役の清水卓様でございます。

○清水委員 清水です。よろしく申し上げます。

○福谷管財総括第一課長 新たに、ご就任いただきました、中内功法律事務

所、弁護士の高林藍子様でございます。

○高林委員 よろしくお願いたします。

○福谷管財総括第一課長 四国電力株式会社、取締役社長の長井啓介様でございます。

○長井委員 長井でございます。よろしくお願いたします。

○福谷管財総括第一課長 南海放送株式会社、経営本部サステナブル事業局長兼健康経営・SDGsチームの永野彰子様でございます。

○永野委員 よろしくお願いたします。

○福谷管財総括第一課長 徳島大学環境防災研究センター、助教の松重摩耶様でございます。

○松重委員 よろしくお願いたします。

○福谷管財総括第一課長 高松商運株式会社、代表取締役社長の松村英幹様でございます。

○松村委員 松村です。よろしくお願いたします。

○福谷管財総括第一課長 なお、有限責任監査法人 トーマツ、パートナーの久保誉一様は、本日所用のため欠席でございます。

【3. 財務局職員紹介】

○福谷管財総括第一課長 続きまして、四国財務局の出席者を紹介させていただきます。四国財務局長の米田博文でございます。

○米田四国財務局長 よろしくお願いたします。

○福谷管財総括第一課長 管財部長の榎本隆でございます。

○榎本管財部長 よろしくお願いたします。

○福谷管財総括第一課長 以上で出席者のご紹介を終わります。

【4. 財務局長挨拶】

○福谷管財総括第一課長 それでは、開会にあたりまして、米田四国財務局長からご挨拶を申し上げます。

○米田四国財務局長 四国財務局長の米田でございます。審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、新しく委員にご就任頂きました皆様におかれましては、職責を快くお引き受けいただき、改めて御礼申し上げます。

委員の皆さま方には、国有財産行政をはじめ、財務行政全般にわたりまして、ご指導、ご鞭撻の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

本日は、諮問事項および報告事項がそれぞれ1件、ございます。後ほど、事務局から詳しくご説明させていただきますが、委員の皆様方には忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

せっかくの機会でございますので、最近の国有財産行政を取り巻く環境につきまして、2点ほどご報告させていただきます。

一つ目が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止への取り組みです。

地方公共団体が国有財産を新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場等で使用する場合は、無償で貸付等を行っております。

当局管内でもワクチン接種のための臨時駐車場敷地として無償で使用頂くなど、ご活用頂いているところです。

二つ目が、所有者不明土地対策です。所有者不明土地等に係る諸問題につきましては、平成30年1月に関係閣僚会議が設置され、所有者不明土地等の解消や有効活用に向け、制度の総合的な見直しが進められているところです。

そのうち、所有者不明土地の発生を予防するための仕組みの一つとして、相続等により取得した土地所有権を国に帰属させる制度が創設されました。

来年4月に施行される本制度によりまして、農用地又は森林以外の土地は、財務省・財務局が管理・処分を行うこととなりましたので、我々が所管することとなる財産も増えていくのではないかと考えられます。以上簡単にご報告させていただきました。

委員の皆様におかれましては引き続きご理解、ご協力のほどよろしくお願い申しあげまして、私の開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【5. 会長選任】

○福谷管財総括第一課長 それでは、当審議会を代表する会長の選任を、お願いしたいと存じます。

会長の選任につきましては、国有財産法施行令第6条の5第1項の規定に基づきまして、委員の皆様の互選により選任していただくことになっております。

また、同じく第3項の規定によりまして、会長に就任されました方から、会長代理をご指名いただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、会長の選任をお願いしたいと存じます。どなたか立候補又はご推薦をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松村委員 〔挙手〕

○福谷管財総括第一課長 松村委員、どうぞお願いいたします。

○松村委員 僭越ではございますが、私からご推薦申し上げたいと思います。四国旅客鉄道株式会社相談役の泉委員を会長にご推薦申し上げます。泉委員は、経済界をはじめ各方面でご活躍されております。また、これまで本審議会の会長を務めておられ、この会の運営にご精通されていらっしゃると思いますので、適任と考えます。

○福谷管財総括第一課長 松村委員、ありがとうございます。松村委員より、泉委員を会長にご推薦頂きました。ほかにございますでしょうか。

○福谷管財総括第一課長 ほかにないようですので、ご推薦等があったのが、泉委員おひとりでした。泉委員を会長に選出することについて、皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし。」の声〕

○福谷管財総括第一課長 皆様、ありがとうございます。泉委員を会長として選出頂きました。泉委員よろしいでしょうか。

○泉委員 よろしくお願いいたします。

○福谷管財総括第一課長 ありがとうございます。皆様のご賛同と泉委員のご承諾によりまして、泉委員に当国有財産四国地方審議会会長にご就任いただくことが決定いたしました。それでは、会長席の方へよろしくお願いま

す。

〔泉会長、会長席に移動〕

次に、会長代理の指名に移りたいと存じます。会長代理は、国有財産法施行令第6条の5第3項の規定によりまして会長があらかじめ指名すると規定されておりますので、泉会長にご指名をお願いしたいと存じます。

○泉会長 それでは、会長代理には、四国電力株式会社取締役社長の長井委員をお願いしたいと思います。長井委員、どうぞよろしく願いいたします。

○長井委員 よろしく願いいたします。

○福谷管財総括第一課長 どうぞよろしく願いいたします。

【6. 会長挨拶】

○福谷管財総括第一課長 それでは、ご審議いただきます前に、泉会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

○泉会長 ただいま、会長にご選任いただきました泉でございます。よろしく願いいたします。

この国有財産四国地方審議会は、四国財務局長の諮問を受けまして、国民共有の財産であります国有財産をいかに有効かつ効率的に活用していくかということを審議する大変重要な会議でございます。

会長といたしましては、当審議会の使命を果たすため、円滑な議事運営に努めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様方におかれましては、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任に当たりまして私の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○福谷管財総括第一課長 ありがとうございます。

それでは、会長が選任されましたので、これから先の議事の進行につきましては泉会長をお願いしたいと存じます。泉会長、よろしく願いいたします。

【7. 議事(諮問事項1)】

○泉会長 それでは、議事次第に従いまして、進めさせていただきます。本

日は、諮問事項1件と、報告事項が1件ございます。

早速審議に入らせていただきますが、皆様から幅広いご意見をいただきますとともにスムーズな議事運営にご協力をお願いいたします。なお、質問は説明の後にお受けしたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○榎本管財部長 管財部長の榎本でございます。改めましてよろしくお願い申し上げます。恐縮ですが、着席しての説明とさせていただきます。

それでは、諮問事項1の「香川県高松市に所在する留保財産の二段階一般競争入札の実施及び審査委員の選任」につきまして、ご説明致します。

資料の1ページをご覧ください。

令和元年9月に開催されました第79回国有財産四国地方審議会、以降、「第何回審議会」と省略させていただきますが、この第79回審議会におきまして、留保財産に選定頂きました、「旧四国管区警察局」の位置図でございます。高松サポート合同庁舎から南へ約2km、栗林公園の北側に所在しております。

資料の2ページをご覧ください。

「旧四国管区警察局」の基本情報をご説明致します。

写真のJR高德線栗林公園北口駅から東へ約200mに位置しております。

所在地は、高松市中野町、土地の面積が3,317.02平方メートル、建物は、建築面積1,243.67平方メートル、延べ床面積が4,766.80平方メートルとなっておりますが、現在、解体工事中でございます。

都市計画上の用途地域は、近隣商業地域であり、「栗林公園北部地区地区計画」により、18mの高さ制限が設定されております。

また、栗林公園の至近にあることから、高松市景観計画におきまして、「栗林公園周辺景観形成重点地区」とされており、色彩や広告看板など景観への配慮が求められる地区に所在しております。

建ぺい率は、80%、容積率は、300%となっております。

資料の3ページをご覧ください。

こちらは周辺の状況を示した写真でございますが、東側、西側、南側にそれぞれ約6mの道路が接しており、接道状況は良いものとなっております。

写真に写る既存建物につきましては、解体工事中でございます。地上階

部分は解体済みであり、現在、地下部分の解体を実施しているところでございます。また、右下に記載しましたとおり、令和3年5月に実施した事業者へのサウンディング調査では、「築年数も古く、利活用は難しい」、「定期借地契約であれば更地とすべき」などの意見が出されましたので、建物は解体することとしたものでございます。現状は、中央下写真⑥のとおりでございます。

資料の4ページをご覧ください。

本財産の沿革について、ご説明致します。本財産は昭和40年11月の竣工以降、四国管区警察局庁舎敷地として使用されておりました。

平成29年に四国管区警察局が高松サポート合同庁舎南館へ移転したのち、用途廃止の手続きを経て、平成31年に四国財務局に引き継がれたものでございます。

その後、令和元年の第79回審議会において「留保財産」に選定して頂き、昨年、令和3年9月の第81回審議会におきまして、公的利用要望を募集すると利用方針を決定して頂いたところでございます。

資料の5ページをご覧ください。

令和元年に留保財産に選定頂いてから3年余りが経過しておりますので、参考として「留保財産について」の説明を入れております。

「留保財産」と申しますのは、有用性が高く希少な国有地につきまして、将来世代における行政需要や地域ニーズに対応していく観点から、所有権を国に留保し、定期借地権による貸付けを行うことで、財政収入を確保しつつ、有効活用・最適利用を図るというものでございます。

四国財務局管内における留保財産の選定基準は、下段の枠囲みの中にありますとおり、まず、1「地域・規模に関する要件」といたしまして、「香川県高松市」と「愛媛県松山市」に所在する2,000平方メートル以上の土地としております。ただし、国勢調査に基づく人口集中地区に所在するものとされております。

次に、2「留保財産の適否の判断基準」にありますとおり、地域・規模に関する要件だけでなく、個別的要因であります立地条件等や接道状況等を考慮して適否を判断することとなっております。

資料の6ページをご覧ください。

令和3年9月の第81回審議会においてご答申頂きました、利用方針の決定以降の手続きの流れを示しております。一番左の審議会が昨年9月開催のものであります。そこで利用方針として、定期借地権による貸付を前提とした公的利用要望を募集するとの利用方針をご答申頂きました。

これを受けて、3か月間、公的利用要望を募集して、要望があった場合は、上段の「随意契約」に向けた手続きを行います。また、要望がなかった場合には、下段の二段階一般競争入札に向けた手続きを行います。

本財産におきましては、公的利用要望を募集しましたが、残念ながら、要望はありませんでしたので、下段の定期借地権による貸付けを前提とした、二段階一般競争入札の実施に向けた手続きを進めることにつきまして、本日、諮問させて頂くこととなったものでございます。

資料の7ページをご覧ください。

ここでは、定期借地権による貸付のための二段階一般競争入札についてご説明致します。

まず(1)の「定期借地権による貸付のための二段階一般競争入札とは」ということとございます。

あらかじめ開発条件を設定致しまして、土地の借受けを希望する者から開発条件を踏まえた企画提案書の提出を受け、それを、外部の有識者で構成される審査委員会において審査して頂きます。これが第1段階でございます。そして、審査を通過した者により価格競争による入札を行う。これが第2段階でございます。この一連の手続きを二段階一般競争入札と申しております。

次に(2)の「二段階一般競争入札の流れ」としまして、現段階で想定されるスケジュールを記載しております。6ページでも説明しましたが、公的取得要望を令和4年1月から4月の3か月間募集しましたが、残念ながら要望はございませんでした。このため、本日、二段階一般競争入札の実施と審査委員の選任を諮問させて頂くものでございます。

諮問通りご答申いただいた場合のその後の流れとしては、令和5年3月を目途に審査委員会を設置し、開発条件及び企画提案審査要領などを内容とした入札案内書を審査委員会でご確認いただき、5月を目途に、入札公告を実施し

たいと考えております。

その後、約5か月から半年かけまして、第1段階の入札参加者から企画提案書の提出及びプレゼンテーションを受け、審査委員会で内容の審査を行い、審査通過者を決定致します。

その第1段階通過者により、第2段階として、令和6年1月を目途に価格競争による入札を行い、最も高い価格、賃料で入札した者を落札者として決定し、2月には契約締結したいと考えております。

資料の8ページをご覧ください。

二段階一般競争入札の審査委員会について、ご説明致します。(1)の「審査委員会の設置」でございます。二段階一般競争入札を実施する際は、財務局長が審査委員会を設置し、企画提案書の審査を依頼することとされております。また、審査委員を選任するには、国有財産地方審議会へ諮問するものとされておりますので、今回、諮問させて頂くものでございます。

(2)の「審査委員会の業務」は①から④まででございます。

まず、①として入札案内書(案)の確認がでございます。開発条件や企画提案内容の審査要領などが含まれた入札案内書の案をご確認頂き、必要に応じでご意見を頂きます。

②は、ご確認頂いた企画提案審査要領に基づいて、企画提案書の審査を行って頂き、審査結果を財務局長にご報告頂きます。

③は、契約締結後に、重大な変更の基準に該当する場合、当該内容について審査・意見を頂きます。

④は地方審議会への審査の経過または結果の報告でございます。こちらは地方審議会の求めがあった場合に審議会へ報告することとなっております。

資料の9ページをご覧ください。

こちらは、二段階一般競争入札の取扱い通達に定められております企画提案書に対する標準的な主な審査項目・審査基準になります。

表の中で示した審査項目及び審査基準につきましては、標準例として通達に示されているものでありますので、審査委員会において、追加・修正等は可能となっております。これら審査項目の配点を含めた企画提案審査要領に基づく審査の結果、一定水準以上の点数を得た者を審査通過者として決定し

て頂くこととなります。

内容を簡単にご説明致しますと、資力につきましては、開発するための十分な資力を有しているか。開発実績につきましては、開発行為を実行できるだけの経験を有しているか。開発コンセプトにつきましては、開発条件を反映しているか、また、地域経済の活性化が見込まれるか。開発手法につきましては、実現性があるか。開発スケジュールにつきましては、着工までの手順に不備はないか、また、工事期間は適切か。事業収支見込につきましては、収入及び支出の見込みが適切に設定されているか、また、事業継続性の確保策は、想定したリスクと対策が適切か。開発計画につきましては、法令等に適合し、公序良俗に反しない計画となっているか、また、地域の地区整備計画や景観計画に対応した計画となっているか。となっております。

資料の10ページをご覧ください。

契約条件等につきまして、ご説明致します。本件の契約の目的は事業用定期借地権の設定となっております。契約書式は、通達に基づきまして、国有財産有償貸付合意書を使用することとなっております。

借地権の種類は、賃借権でございます。貸付財産の転貸や定期借地権の譲渡については、原則として認めないこととされております。

必須条件として定める事項は、企画提案書の履行義務、企画提案書の変更の事前承認、違約金の額、契約の解除等となっております。

契約締結の要件は、提案概要や契約相手方の名称などを公表することとなっており、その公表と公表に対する同意をすることを要件としております。

資料の11ページをご覧ください。

審査委員の選任につきまして、ご説明致します。本件の場合、財務省通達に基づきまして、審査委員会の委員は①～③の各分野から選任し、3名で構成することとしております。審査委員長は審査委員の互選で決定致します。

また、国有財産の管理処分に係る事務に従事する者と致しまして、四国財務局管財部長が、オブザーバーとして参加させて頂くこととなっております。なお、審査委員が審査委員会の業務を行うことが困難となった場合には、通達に基づきまして、財務局長は新たな審査委員を選任することができることとなっており、新たな委員の選任後、国有財産地方審議会に報告する

こととされております。

諮問事項1、「香川県高松市に所在する留保財産の二段階一般競争入札の実施及び審査委員の選任について」のご説明は、以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

○泉会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問等ございましたら、どうぞご発言をお願いいたします。

○松重委員 [挙手]

○泉会長 松重委員、お願いします。

○松重委員 松重です。2点ほど伺いさせていただきたく思います。

公的利用要望の募集を行ったけれども応募がなかったということなのですが、相談とか問い合わせの段階でもそのようなことがなかったのかということをお聞きしたいです。

また、この後、二段階一般競争入札に入りますが、もしまた企画者が現れなかった場合は再度この流れを繰り返すことになると思います。四国財務局としてどのような利用が考えられるのか、これまで行ってきたサウンディング調査や、諸外国の事例などありましたら教えていただければと思います。

○泉会長 事務局の方からご説明いただけますでしょうか。

○榎本管財部長 ご質問ありがとうございます。

公的利用要望の受付の関係でございますが、実際はホームページ掲載と県・市等にお知らせはしたのですが、問い合わせや質問はございませんでした。

もう一つの、もし不調だった場合ということなのですが、やはり入札案内書をどういう理由で入札が来なかったのかということ調査、検討いたしまして直すべきところは直したうえで再度入札公告にかけるという手続きをしなければならないと思っています。具体的に諸外国の例でというのは調べられていないのですが、昨年のサウンディング調査ではビジネスホテルとか外国人向けホテル、特養ホーム、介護施設、フィットネス、賃貸マンションとコンビニ程度の商業施設が複合した施設があるのではないかとされているのですが、あくまでも30年とか50年とか長いスパンの収支を計算してござい

ませんので、一案だというふうに考えていただければと思います。以上です。

○松重委員 ありがとうございます。30年の縛りがあるとなかなか難しいのかなと思ひまして、今、挙がった案についても、おそらく固定概念を覆すような案や、施設が必要なのかなと思ひました。私自身そのような案を持ち合わせてないのですけれども、もしなかった場合は知恵を絞っていく必要があるのかなというふうに思ひました。ありがとうございます。

○泉会長 他にどうぞございましょうか。

○靱委員 [挙手]

○泉会長 靱委員お願いします。

○靱委員 繰り返しというかももう少し詳しく聞きたかったところで、審査基準のところの開発コンセプトとして、開発条件を反映しているか、地域経済の活性化が見込まれるかとありますが、この開発条件というところについて少しご説明をいただきたいというところが1点。

それと定期借地のことで、今、部長から30年、50年というお話がありましたが、だいたいどれぐらいの期間の設定を想定しておられるのか、その2つについてお願いします。

○榎本管財部長 開発条件につきましては資料の2ページにありますとおり、「栗林公園北部地区地区計画」や「栗林公園周辺景観形成重点地区」というものに該当しております。前者の方は18メートルの高さ制限がある、後者の方は看板とか色彩とかそういったものに配慮が必要だと。加えて言うと、写真見ていただくとおり周辺に住宅が密集していますので、こういったところに迷惑が掛からないように条件を設定しなければいけないのではなからうかということは、今の段階では考えています。ただ、具体的に開発条件はまだ設定しておりませんので、それはこれから事務局の方で案として考えますが、そういったものを配慮していく。渋滞とか騒音とかそういったものも配慮してくださいというような条件を付するというようなことを考えてございます。

もう一つの、こちらはですね居住用みたいな長いスパンだと50年ということが言えるのですが、今回、手続きの流れで通達上は商業施設に限られると

ということになってございます。商業施設に限られた場合、これは残念ながら30年が最長ということになってございますので、30年以内で設定していただくというのが今の状況でございます。なお、例えば他の老人介護施設とか公共的なものが一部入っていたりすれば複合施設になるので50年といった判断もできるのですが、そういった要望がございませんでしたので今は民間の事業用のみが対象となるということで最長30年ということになると考えてございます。以上です。

○**鞆委員** 承知しました。ありがとうございました。

○**池添委員** [挙手]

○**泉会長** 池添委員お願いします。

○**池添委員** 同じ箇所でご質問なのですけれども、審査基準の中の開発コンセプトで開発条件の後に地域経済の活性化という言葉がございまして。この地域経済の活性化の判断の仕方というのがもしも決まっていたら教えていただきたいと思っております。単純に貨幣価値のことであるのか、街づくり全般の、地域の狙いが向上することが活性というのかあたりで、よろしく申し上げます。

○**榎本管財部長** こちらについても、通達上の標準的な審査項目と審査基準ということになっておりますので、こういった形で集客施設があつてそれがどういう経済波及をするかというものを少し考えながらやっていかなければいけないのではないかと、それは事業者に提案していただく内容でそういった提案をしてくださいというお願いをするので、いろんなパターンがあると思うのですが、現段階で標準的なものなので、とりあえず私たちの中で何が来るかというのをまた見通せていないので、まだ具体的にお答えすることが困難なのです。

○**池添委員** 分かりました、ありがとうございます。

○**泉会長** ありがとうございます。他、いかがでしょうか。私からもいいですか。今、ご説明の中で、今回は商業系で決定というイメージでよろしいですか。

○**榎本管財部長** はい。

○**泉会長** ありがとうございます。3委員からございましたが、他よろしいで

すか。

それでは、ご質問等が出尽くしたようでございますので、諮問どおり決定したいと存じますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○泉会長 異議なしでよろしいですね。それでは、異議なしということでございますので、諮問どおり決定をいたします。

○榎本管財部長 ありがとうございます。

【8. 議事(諮問事項1)】

○泉会長 それでは、続きまして、報告事項1につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○榎本管財部長 報告事項1の「国有財産法第10条に基づく調整事項」につきまして、ご説明致します。

資料の1ページ上段をご覧ください。

最初に、庁舎等の使用調整とは何かにつきまして、ご説明致します。まず「使用調整前」の図をご覧ください。

X庁舎に、官署の統廃合や財務局の实地監査の指摘などにより、調整対象面積というものが生じます。これは、図の下のコメ印にありますとおり、現有面積から職員数等に応じて機械的に算出される面積を差し引いた面積となっております。

この調整対象面積に、真ん中の使用調整の実施の図のように、C庁舎に入居しているC官署や借受庁舎に入居しているD官署を入居させることで、X庁舎の有効活用を図る。これを庁舎等の使用調整と申します。その結果、右にありますとおり、借受費用の縮減や分散解消、老朽・狭あいの解消といった効果が発揮されることとなります。

資料の1ページの下段をご覧ください。

国有財産法第10条によりまして、財務大臣は管理及び処分の総括として、その他必要な措置を求めることができることとなっており、この条文を根拠に、庁舎等の使用調整を行っております。

また、庁舎等使用調整計画の策定等に係る取扱いについてという通達によ

りまして、国有財産法第10条に基づく調整を行ったものにつきましては、事後に開催される国有財産地方審議会にご報告させて頂くこととなっております。

昨年12月に高松サンポート合同庁舎に係る10条調整を実施致しましたので、今回の審議会で、ご報告させて頂くものでございます。

資料の2ページをご覧ください。

こちらは、今回、使用調整を実施致しました庁舎等の位置図でございます。赤丸で示しております高松サンポート合同庁舎に、青丸で示しております四国厚生支局の健康福祉部門と環境省四国環境パートナーシップオフィス、環境省では、略称としてイーピーオー、EPOと言っておりますので、以降、EPOと省略させて頂きませんが、この2官署を入居させるというものであります。なお、現在、2官署とも民間ビルを借り受けて庁舎として使用しております。

資料の3ページをご覧ください。

今回の高松サンポート合同庁舎の10条調整の具体的内容でございます。上段の表の庁舎名（入居官署）の欄をご覧ください。

10条調整を行います高松サンポート合同庁舎には、四国財務局を含め、全部で19官署が入居しております。

次に、その右の調整面積及び使用する官署をご覧ください。四国厚生支局に約500平方メートル、EPOに約80平方メートル、共用会議室に約540平方メートルを調整面積として割り当てることとしたものでございます。

具体的な使用調整内容をご説明致します。下段の10条調整前と10条調整後の図を対比してご覧ください。

左側の10条調整前の図の1番目から3番目の、四国厚生支局の隣にある共用会議室等や高松地方气象台の一部、中国四国農政局香川県拠点の一部及び共用会議室を、民間ビルに入居している四国厚生支局の健康福祉部門を移転させるため、右側の10条調整後の図のとおり、四国厚生支局に割り当てたものです。この3か所の合計が約500平方メートルです。左側の10条調整前の図の4番目、共用会議室を、民間ビルに入居しているEPOを移転させるため、右側の10条調整後の図のとおり、EPOに割り当てたものです。この面積が約

80平方メートルです。左側の10条調整前の5番目と6番目、中国四国管区警察局四国警察支局の一部や四国運輸局の一部は、今回の使用調整のために使った共用会議室の代わりとして、右側の10条調整後の図のとおり、共用会議室に割り当てたものです。この2か所の合計が約540平方メートルです。

上段の表に戻って頂きまして、これらの使用調整を令和3年12月22日に各官署に通知致しましたので、今回ご報告申し上げる次第でございます。なお、備考欄に今回の使用調整の効果を記載しておりますが、四国厚生支局は年間約2,000万円、EPOは年間約330万円の借受費用の縮減と高松サンポート合同庁舎の有効活用が図られることとなります。

報告事項1、「国有財産法第10条に基づく調整事項について」の説明は、以上でございます。

○泉会長 ありがとうございます。

ただいまの報告事項1の説明に対しまして、ご質問等ございましたら発言をお願いします。

○泉会長 よろしいですか。

ちょっと私からすみません。これは既に実施されているということでしょうか。

○榎本管財部長 通知を完了した段階でございまして、引越はこれからになります。

○泉会長 通知が令和3年で、約1年。年度がありますからね。予算の関係がありますからね。要するに現在引っ越し準備中ということですね。分かりました。

○泉会長 他に何かご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、特にご意見、ご質問等ないようでございますので、報告事項1はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○泉会長 以上を持ちまして本日予定していた議事を全て終了いたします。

諮問事項につきましては、諮問どおりに決定されましたので、のちほど四国財務局長に答申書をお渡しすることといたします。

このあと、議事の結果等について四国財務局から記者発表を行うとともに

に、後日、各委員の皆様を確認をいただいた上で、四国財務局のホームページに議事録を掲載することとなっております。ご承知おきいただきたいと思います。

また、本日の議事には、非公表とされている部分がございますので、結果等の対外公表の範囲につきましては、事務局に一任することをご了承願いたいと思います。

それでは、これからの進行は事務局にお願いします。

【9. 財務局長挨拶】

○福谷管財総括第一課長 泉会長、どうもありがとうございました。

それでは、四国財務局長から閉会のご挨拶をさせていただきます。

○米田四国財務局長 本日は、大変お忙しい中、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

本日ご審議いただきました事項につきましては、ご意見を踏まえまして、適切に処理を進めてまいりたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、今後とも、ご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

【10. 閉会】

○福谷管財総括第一課長 以上をもちまして第82回国有財産四国地方審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。

[閉会 14時30分]